附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号第２記載上の注意１(4)、別紙様式第二号第２記載上の注意１(4)及び別紙様式第二号の二第２記載上の注意１(4)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

２　新銀行法施行規則別紙様式第一号第２記載上の注意１⑵⑪及び同様式第３記載上の注意４、別紙様式第二号第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第３記載上の注意５並びに別紙様式第二号の二第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第３記載上の注意５の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

３　新銀行法施行規則別紙様式第一号第２の表及び同様式第４の表の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

４　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１⑸、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１⑸、別紙様式第四号第２記載上の注意１⑸及び別紙様式第四号の二第２記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（銀行法第十七条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

５　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１⑵⑪及び同様式第３記載上の注意８、別紙様式第四号第２記載上の注意１⑵⑪及び同様式第３記載上の注意９並びに別紙様式第四号の二第２記載上の注意１⑵⑩及び同様式第３記載上の注意９の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

６　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意１⑶、別紙様式第三号の二第２記載上の注意１⑶、別紙様式第四号第２記載上の注意１⑶及び別紙様式第四号の二第２記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

７　新銀行法施行規則別紙様式第三号第２の表及び同様式第４の表並びに別紙様式第三号の二第２の表及び同様式第４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

８　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２記載上の注意１⑷の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項に規定する中間業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

９　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２記載上の注意１⑵⑪、同様式第２３⑴記載上の注意１及び同様式第２３の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

10　新銀行法施行規則別紙様式第五号第２２の表及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

11　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

12　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１⑵⑪、同様式第２３⑴記載上の注意１及び同様式第２３の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

13　新銀行法施行規則別紙様式第五号の二第２２記載上の注意１⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。